主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

論旨は、憲法違反を云うが、その実質は原審が適法にした事実認定(所論甲号証の成立を是認した認定を含む)を非難するに帰し、上告適法の理由とするをえない。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下 飯	坂 坂	潤	夫
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎